

Q 2 老齢厚生年金の加給年金について教えてください。

A 2 加給年金は、配偶者・子供を対象として、年金額に一定の額を加算するものです。
加給年金の支給要件等は、次のとおりです。

(1) 対象者

厚生年金被保険者期間が 20 年以上ある者が、65 歳到達時に、生計を共にし、対象者の年収が 850 万円未満の次の人です。

ア 65 歳未満の配偶者

イ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

ウ 20 歳未満で障害年金の障害等級の 1 級または 2 級に該当する子

(2) 支給期間

本来支給の老齢厚生年金の支給開始月から配偶者が 65 歳に達した月まで（子のときは、18 歳に達する日の属する年度末まで、障害年金の障害等級の 1 級または 2 級に該当する子は、20 歳に達する月まで）支給されます。

(3) 加給年金額

配偶者	224,700 円×賃金変動等改定率
子、2 人目まで 1 人につき	224,700 円×賃金変動等改定率
子、3 人目から 1 人につき	74,900 円×賃金変動等改定率

賃金変動等改定率は、名目手取り賃金変動率を基準として、毎年度改定されます。

(4) 加給年金額の支給停止

次のいずれかに該当する場合、支給が停止されます。

ア 加給年金対象の配偶者が、20 年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金または障害を給付事由とする年金を受給しているとき

イ 受給権者が、老齢厚生年金と国民年金法による加給年金額の加算された障害基礎年金を併給するとき